

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

令和7年7月22日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 公の施設の概要

- (1) 名称
秋田県環境保全センター（以下「センター」という。）
- (2) 所在地
大仙市協和上淀川字雨池沢45番地他
- (3) 設置目的
県内の中小企業等から排出される産業廃棄物の処理を公共の立場から補完し、安全で信頼のおける施設として産業廃棄物を適正に処理し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
- (4) 規模等
施設総面積 1,572,145平方メートル
- (5) 主な施設
管理型最終処分場、浸出水処理施設、管理棟

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 産業廃棄物の処理に関する業務
- (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間（指定期間）

令和8年4月1日から令和18年3月31日まで（予定）

4 施設の目標

施設の設置目的を達成するため、産業廃棄物の搬入・埋立及び浸出水の処理を安定的かつ確実に行うこと、特に災害等の緊急事態発生時において必要となる応急措置を迅速かつ確実に行うことを重点的な目標とする。

5 申請をする団体に必要な資格等

- (1) 申請をする団体に必要な資格
ア 県内に事務所等を有する法人その他の団体又は管理開始までに県内に事務所等を設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
イ 過去5年間、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第13号に規定する産業廃棄物並びに廃石綿等の全てに係る設置許可を有する管理型最終処分場の管理を行い、年間平均3万トン以上の処分実績を有すること。また、当該期間に、当該処分場において、センターの浸出水の処理方法と同等の方法で処理を行う浸出水処理施設の運転管理経験を有すること。
- (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）
ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない団体
イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
ウ 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体
エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体
オ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体
カ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体
キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからへまでに該当する団体

6 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
ア センターに係る事業計画書
イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

キ 指定の申請に関する団体の意思の決定を証する書類

ク 類似施設における業務実績を記載した書類

ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）

コ 誓約書

サ その他知事が必要と認める書類

（２） 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県生活環境部環境整備課廃棄物対策チーム（電話番号018-860-1624）

（３） 提出期限

令和7年9月24日（水）午後5時15分（郵送による場合は当日必着）。なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更、追加等は、認めない。

7 選定の方法、基準及び時期

（１） 生活環境部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ センターの設置目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ センターの設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準。

カ 県の重要施策推進に係る基準。

（２） 選定は、令和7年10月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

8 募集要項の交付

6（２）に掲げる場所で、令和7年7月22日（火）から同年7月24日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、270円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を同封すること。

9 説明会

（１） 日時

令和7年8月6日（水）午後1時30分

（２） 場所

大仙市協和上淀川字雨池沢45番地 センター管理棟2階会議室

（３） その他

説明会への参加を希望する団体は、令和7年7月31日（木）午後5時15分までに10（9）に記載する問合わせ先に電話で連絡すること。なお、参加希望者がなかった場合は説明会を開催しないことがある。また、説明会への参加の有無が、指定管理者の申請や選定に影響を与えることはない。

10 その他

（１） 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

（２） 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

（３） センターの管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払う。

（４） 指定期間の予算総額は、4,051,420千円を限度とする。

（５） 指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結される年度協定書により定める。

（６） センターの使用料は、県が自己の収入として収受するものとする。また、収入に当たっては、県が整備するキャッシュレス決済端末による受入対応を行う必要がある。なお、別途、秋田県産業廃棄物税条例（平成14年秋田県条例第73号）第8条第2項の規定による指定がなされた場合は、産業廃棄物のセンターへの搬入に対する産業廃棄物税も徴収しなければならない。

（７） センターは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第3項に基づき、県が産業廃棄物の処理を行う施設で

あるため、指定管理者が同法に基づく産業廃棄物処分業の許可を取得することを要しない。

- (8) 県は、指定管理者の業務実施状況を確認し、最低限の業務遂行水準が満たされていないと判断した場合には、改善指示等の手続きを経て、その内容や程度・頻度等に応じて、違約金の請求（指定管理料の減額）、業務の一部若しくは全部の停止、又は指定の取消しを行う場合がある。また、より良いサービスの提供に向けて、業務実施状況について、指定管理者は自己評価を行うとともに、県による評価及び外部有識者委員会による評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに公表するものとする。

- (9) 問合わせ先

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県生活環境部環境整備課廃棄物対策チーム（電話番号018-860-1624）